

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 渋川市長 高 木 勉

審査請求人が令和2年5月31日に提起した処分庁による個人情報非中止等とした決定（以下「原処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年5月13日付けで渋川市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項及び第19条第1項の規定に基づき処分庁に対し、以下の内容の個人情報中止等請求（以下「本件中止等請求」という。）を行った。

ア 中止等の請求に係る自己情報の内容

個人情報一部開示決定通知書（総第30号、令和2年5月7日）により一部開示された文書等に記載された自己情報

イ 中止等を請求する内容

請求者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス並びに投書の実績等

- (2) 処分庁は、令和2年5月28日付けで原処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和2年5月31日付けで審査庁（渋川市長）に対し、原処分の取消し及び個人情報の中止等決定を求めて審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、審査庁に対し、令和2年6月24日付けで書面にて審査請求に対する弁明を行った。
- (5) 審査請求人は、審査庁に対し、令和2年7月5日付けで書面にて処分庁の弁明に対する反論を行った。
- (6) 審査庁は、令和2年8月11日付けで原処分に係る審査請求について、渋川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に双方が弁明又は反論する書面を添えて諮問した。
- (7) 審査会は、令和3年1月22日付けで、審査庁に対し、答申書を送付した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第16条第1項及び第19条第1項の規定に基づき本件中止等請求を行ったことに対し、処分庁が令和2年5月28日付けで行った原処分について、その決定を取り消し、個人情報の中止等決定を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁が原処分の理由として記した事項は、適正かつ公正な非中止等決定の理由とはなり得ない。処分庁は、審査請求人の自己情報の利用が投書进行处理するために必要な目的の範囲内での利用（以下「目的

内利用」という。)であると主張しているが、目的内利用である根拠はない。

処分庁は、市長への投書箱「ぱらぼら」事業(以下「ぱらぼら」という。)において、条例第7条第1項に基づく個人情報取扱事務の届出(以下「届出」という。)をしていない。届出をしていないぱらぼらは、個人情報取扱事務に該当せず、ぱらぼらにおける「目的内利用」との主張は、何の根拠もないと言わざるを得ない。

イ 届出がなされていないことは、目的が明確になっているとは言えず、必然的にぱらぼらの個人情報の収集は、条例第6条に違反している。

ウ 処分庁が総務課の意見を踏まえ、未回答への対応を決定するに審査請求人の個人情報を必要としたとは考えられない。

エ 渋川市ホームページのぱらぼら関連ページでは、「記入いただいた個人情報については、市からの問い合わせや回答の送付時以外には使用しません。」「渋川市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理します。」とあるが、投書異常者、要注意人物であるがごとく複数部署間で自己情報が使用されており差別されている。

オ 「同一人が類似の内容の意見等を記載し、繰り返し提出した投書」に該当するかの判断及び「回答できない投書の該当性」の判断に個人情報が必要であるとは考えられない。投書进行处理するために個人情報は必須ではなく、投書者Aで事足りる。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容はおおむね次のとおりである。

(1) 原処分とした理由について

処分庁は、原処分の対象となる個人情報の利用は、目的内利用であるため、原処分が妥当であると主張する。本件中止等請求を受けた個人情報(審査請求人の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス並びに投書の実績等。以下「本件中止等請求情報」という。)は、ぱらぼらの投書4件の回答について、回答の可否及び回答しない投書の該当性を判断す

るために必要であるので利用したものであり、投書进行处理するために必要な目的内利用である。4件の投書の中には、総務課に関するものがあり、総務課の意見を踏まえて決定する必要があるため、本件中止等請求情報を添付したものである。

(2) 届出及び非中止等の判断

ぱらぼらが個人情報取扱事務に該当するにも関わらず、届出を失念していたが、条例第6条に則り個人情報の収集を行っている。届出がない事務に係る個人情報であっても条例に則り判断するものであり、非中止等も条例に則り判断した。

本件中止等請求情報は、ホームページで記載している回答できない投書のうち「同一人が類似の内容の意見等を記載し、繰り返し提出した投書」に該当するかの判断を行う必要があるため利用したものであり、目的内利用である。

理 由

次に掲げる審査会の判断を尊重し、裁決する。

1 審査会の判断

(1) ぱらぼらについて

ぱらぼらは、渋川市投書箱運用要綱に基づき運用されており、渋川市役所本庁舎や各行政センターなどに設置された投書箱に備え付けられた投書用紙により投書ができる。また、郵送やファクシミリによる投書、渋川市ホームページの投書フォームの画面から電子メールによる投書も可能となっている。投書を受け付けた後は、投書者への回答を要するものと市長へ報告するのみのものに分類をし、関係所属で対応を検討し、投書者への回答を要するものについては、回答を作成し回答している。

(2) 本件中止等請求について

本件中止等請求に係る自己情報が記載されている文書は、令和2年5月7日付け個人情報一部開示決定通知書により、審査請求人に一部開示された文書であり、審査請求人の4件の投書に対する回答内容について

処分庁内で回議している起案文書（以下「本件起案文書」という。）となっている。本件起案文書は、令和元年12月10日付けでばらばらの所管課である当時の秘書課が起案をして、総務課に合議の上市長決裁がされており、本件起案文書に本件中止等請求情報が記載されている文書が添付されている。審査請求人は、本件中止等請求情報が複数の部署間で利用されていることについて中止等を求めて審査請求を提起している。

（３） 届出について

条例第7条第1項は、「実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。」と規定しており、届出事項として、「（１） 個人情報取扱事務の名称、（２） 個人情報取扱事務の目的、（３） 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称、（４） 個人情報の記録項目及び対象者の範囲、（５） 個人情報の収集先及び収集の方法、（６） 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨、（７） 次条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行う場合は、その利用の範囲又は提供先の名称、（８） 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則で定める事項」を届け出ることを義務づけている。処分庁は、ばらばらにおける届出を失念していたと述べており、本件中止等請求情報の利用時には、条例第7条第1項に規定する届出がなかったと認められる。

なお、ばらばらが個人情報取扱事務に該当することについては、双方が認めている事実であるため、審査会では審議しない。

（４） 個人情報取扱事務の目的について

条例第6条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定している。「個人情報取扱事務の目的を明確に」するとは、個人情報の収集を始めるに際し、内部規制として、事務を所管する部署において事務の目的を確認することをいうと解される。

これについて、過剰な情報収集にならないよう、また、市民に誤解や疑念を抱かせないよう保護措置の実効性を持たせることを趣旨として、あらかじめ、個人情報取扱事務の目的等を届け出ることを条例第7条第1項において規定していると解される。

処分庁は、届出により目的を明確にする必要があり、前述1（3）のとおり、処分庁において届出がなかったのは、条例の規定に従っておらず、手続に誤りがあったことは間違いない。

しかし、届出により個人情報収集の目的が明らかになっていなかったとしても、個人情報を収集した事業の性質から、収集の目的を特定できるのであれば、これにより個人情報収集の目的が明らかになっているものと解すべきである。

ぱらぼらは、渋川市広報広聴に関する規則（以下「広報広聴規則」という。）第14条第1項第4号の規定に基づき、広聴手段の一つとして、実施されている投書箱事業であり、事業の目的は、「市の行政その他必要な事項を市民に周知し、理解と協力を求めるとともに、建設的な意見と世論の反映によって、市政を民主的、能率的に運営する」（広報広聴規則第1条）ことにある。

かかる事業の目的から、意見を投書する投書者は、個人情報を記載せずに投書をすることも可能であるが、処分庁からの回答を希望する投書者に対しては、住所、氏名、連絡先等の個人情報を記載して投書をすることも可能である。

かかる事業の性質に鑑みれば、ぱらぼらにおいて個人情報を収集する目的は、回答を希望する投書者に対し、処分庁からの回答を行うため、その連絡先を特定することにあつたと解される。

よって、ぱらぼらの実施にあたり、処分庁が個人情報の収集の目的等を届けていなかったことは問題であるが、ぱらぼらの性質から、上記のとおり個人情報収集の目的を特定できるのであるから、ぱらぼらにおいて、個人情報収集の目的が明らかになっている場合に該当する。

（5） 目的の範囲内での利用であるか否かについて

上記1（4）のとおり、ぱらぼらにおける個人情報収集の目的が明ら

かになっているとしても、収集した個人情報、その目的の範囲内で利用しなければならない（条例第8条第1項）。

そこで、本件中止等請求情報について、処分庁が上記目的の範囲内で利用していたかどうかを検討する。

本件中止等請求情報は、審査請求人がばらぼらの投書において処分庁からの回答を求めたため、その連絡先を特定するために収集したものであるところ、同情報は、ばらぼらの所管課である総務部秘書課のほか、同部総務課においても共有されている。

かかる情報の共有が、前記目的の範囲内であるか否かを検討するに、審査請求人は、過去相当数の投書を行い、その中で複数の質問を行っていること、これらの質問において同部秘書課の所管事項について未回答のものがあつたほか、同部総務課が所管する事項について未回答のものがあつたことが認められる。

そうだとすれば、処分庁が審査請求人に対する回答の起案を行う際、過去の質問に対する回答と重複がないかどうかを調べる必要があるほか、各質問事項に対して適切な所管課が回答を行っているかどうかを確認する必要があると認められる。かかる観点から、審査請求人の各質問事項に関して、同部秘書課が回答の起案を行うに当たって本件中止等請求情報を同部総務課と共有したことには、正当な理由がある。

したがって、処分庁は、審査請求人に対する適切な回答を行うために、本件中止等請求情報を利用したのであるから、前記目的の範囲内で個人情報を利用したものと認められる。

よって、本件中止等請求情報の取扱いについて、処分庁に条例第8条第1項の違反は認められない。

2 審査会答申書における付言について

【審査会答申書 抜粋】

(6) 付言

ア 条例に規定される届出がなかったという誤りがあつたのは事実であり、ばらぼらに対する市民の信頼、期待を裏切らないよう、処分

庁においては、手続を含めて個人情報取扱いについて十分に注意し、より慎重に事業を運営するよう審査会として要請する。

イ 審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

上記の審査会答申書4（6）の付言については、次のとおりとする。

「ア」については、本付言を踏まえて、今後の事業を運営する。

「イ」については、審査請求人のその他の主張については、本裁決において、勘案しないものとする。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年2月1日

審査庁 渋川市長 高 木 勉

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。